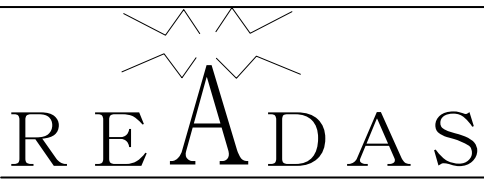


第 5235 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月29日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国税不服審判所 平成26年7月～9月分裁決事例を公表

Q：国税不服審判所から裁決事例が公表されたようですが、どのようなものがありましたか？

A：平成26年7月から9月分のうち10事例が公表されました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成26年7月から9月分の裁決事例が10事例公表されました。主なものには次のようなものがあります。

【国税通則法関係】

- ・ 国税通則法第66条第5項の「調査」は、机上調査も含む広い概念であることを明らかにした事例その他2事例

【所得税法関係】

- ・ 民宿を営む事業者の所得を水道光熱費の額を基礎に推定課税する方法に合理性があるとした事例その他2事例

【法人税関係】

- ・ 取引先に支払ったとする販売手数料は費途不明であるとはいえないとした事例

【相続税関係】

- ・ 小規模宅地等の特例は、特例対象宅地等を取得した全ての個人の同意を証する書類の提出が必要とされていることから、これがないものについては適用がないとした事例

【国税徴収法関係】

- ・ 見積価額が低廉であることを理由として公売公告処分の取消しを求めることはできないとした事例その他1事例

